

全建労発第113号
平成22年2月8日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
常務理事 室 川 正 和
(公印省略)

定期健康診断における胸部エックス線検査等の
対象者の見直しに関する改正の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第9号）及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規程に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成22年1月25日厚生労働省告示第25号）等により、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目の省略基準等を改正し、平成22年4月1日より施行する旨の通知がありました。

改正の内容等につきましては、別添のリーフレット（別添3）をご参照いただきますか厚生労働省のホームページにも掲載される予定ですので併せてご覧ください。

つきましては、貴協会会員に対しまして、周知いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

以上

基安労発 0125 第 5 号

平成 22 年 1 月 25 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

(契 印 省 略)

定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しに関する改正
の周知について

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて労働者の健康管理を適切に講じることが不可欠であることから、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならないとされているところです。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 22 年 1 月 25 日厚生労働省令第 9 号）及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成 22 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 25 号）等により、定期健康診断における胸部エックス線検査等に関し 40 歳未満の一部の方については医師が総合的に判断の上で省略できる等、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目の省略基準等を改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとなりました。

また、標記に関連し、平成 22 年 1 月 25 日付け基発 0125 第 1 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件等の施行等について」（別添 1）、平成 22 年 1 月 25 日付け基安労発 0125 第 3 号「定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しについて」（別添 2）を各都道府県労働局に対し、通知しております。

つきましては、改正の内容等について事業場への周知を図るため、「定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しに関する改正について」リーフレット（別添 3）を作成いたしましたので、貴団体におかれましても、会員事業場等に対して周知を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、厚生労働省の下記ホームページに掲載することとしております。

記

(厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

(別添1)

基発 0125 第 1 号

平成 22 年 1 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件等の施行等について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省令第 9 号。以下「改正省令」という。)並びに労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 25 号)、労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(平成 22 年厚生労働省告示第 26 号)及び労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 27 号)が平成 22 年 1 月 25 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行され、又は適用されることとなったところである。

については、今般の改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

1 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査の対象者の見直し

今般の改正は、結核予防法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 133 号)及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(平成 16 年政令第 303 号)並びに専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 44 条第 2 項に規定する定期健康診断の特例を廃止し、労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 10 年労働省告示第 88 号)に規定する定期健康診断の項目の省略基準として、胸部エックス線検査

及び喀痰検査の省略基準を追加するとともに、その他必要な告示の制定及び所要の改正を行ったものである。

2 労働者死傷病報告の様式改正

今般の改正は、派遣先の事業者からの安衛則第 97 条の規定に基づく労働者死傷病報告の提出の徹底を図り、派遣先の事業場における労働災害防止対策の推進に資するため、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式第 23 号（休業 4 日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査の対象者の見直し

(1) 定期健康診断の特例の廃止（改正省令による改正前の安衛則第 44 条第 2 項関係）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の規定に基づく安衛則第 44 条第 1 項の定期健康診断のうち、ア及びイの健康診断において、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行わないこととしている規定を削除するものとしたこと。

ア 満 16 歳に達する日の属する年度に行われた安衛則第 43 条の雇入時の健康診断又は定期健康診断の際、要観察者とされなかった者に対して、その者が満 17 歳に達する日の属する年度及び満 18 歳に達する日の属する年度に、当該健康診断を行った事業者が行う健康診断

イ 満 17 歳に達する日の属する年度に行われた雇入時の健康診断の際、要観察者とされなかった者に対して、その者が満 18 歳に達する日の属する年度に、当該健康診断を行った事業者が行う健康診断

(2) 定期健康診断の項目の省略基準の改正（労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準関係）

ア 胸部エックス線検査の省略基準の追加

40 歳未満の者（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者を除く。以下同じ。）で、
（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないものについては、医師が必要でない
と認めるときは、胸部エックス線検査を省略することができるものとしたこと。

（ア）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者

具体的には、学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者であること。

(イ) じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 8 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる者

具体的には、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理 1 のもの又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理 2 である労働者であること。

イ 喀痰検査の省略基準の追加

胸部エックス線検査によって病変の発見されない者及び胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者に加えて、40 歳未満の者で、ア（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないものを追加するものとしたこと。

ウ 題名の改正

安衛則第 44 条第 2 項の規定が廃止され、同条第 3 項が同条第 2 項とされることに伴い、題名を「労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改めるものとしたこと。

(3) その他

ア 労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の新設

専門家による検討の結果、特定業務従事者に対する胸部エックス線検査については省略すべきではないとの報告を受けたことから、労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準が改正されることに伴い、特定業務従事者の健康診断に係る省略基準として、改正前の同告示と同じ基準を定めるものとしたこと。

イ 平成元年労働省告示第四十六号（労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件）の一部改正

(1) の改正を踏まえ、題名を付するものとしたこと。

2 労働者死傷病報告の様式改正（安衛則様式第 23 号関係）

(1) 報告項目の追加

派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設けるものとしたこと。

(2) その他

(1) の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。

なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

第3 細部事項

1 胸部エックス線検査の省略基準の追加関係

定期健康診断の項目の省略基準の適用に関し、同基準の「医師が必要でないと認める」とは、胸部エックス線検査にあつては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいう。したがって、胸部エックス線検査の省略については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意すること。

2 喀痰検査の省略基準の追加関係

喀痰検査の趣旨及び目的にかんがみ、胸部エックス線検査の省略基準に基づき胸部エックス線検査を省略された者は、喀痰検査も省略されるものであること。

労働者死傷病報告

労働保険番号 (建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
81001			
事業場の名称 (建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ			
漢字			
工事名			
被災労働者の氏名 (姓と名の間は1文字空けること。)			
生年月日			
性別			
職業			
経験期間			
休業見込期間又は死亡日時 (死亡の場合は死亡欄に○)			
協病名			
傷病部位			
被災地の場所			
災害発生状況及び原因			
略図 (発生時の状況を図示すること。)			
報告書作成者			
職氏名			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明りように記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

(別添2)

基安労発0125第3号
平成22年1月25日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契印省略)

定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しについて

標記については、結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第303号）並びに「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）等における専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則等の改正を行うとともに、平成22年1月25日付け基発0125第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件等の施行等について」（以下「基発0125第1号」という。）により通達されたところである。本見直しに関する事業者への周知、指導等においては、下記に留意されたい。

記

1 胸部エックス線検査の省略について

基発0125第1号の第3の1において、「定期健康診断の項目の省略基準の適用に関し、同基準の「医師が必要でないと認める」とは、胸部エックス線検査にあつては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいう。したがって、胸部エックス線検査の省略については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意すること。」とされていることを踏まえ、胸部エックス線検査の省略に関し医師が判断する際には、必要に応じて別添の懇談会の報告書を参考とすること。

2 問診票の活用等について

胸部エックス線検査の省略に関し医師が判断する際の呼吸器疾患等に係る自覚症状、既往歴等の把握等については、事前に問診票を配付し、回収することによる方法などがあること。

労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会報告書（抜粋）

（懇談会における検討結果）

1. 定期健康診断における胸部エックス線検査について

1) 胸部エックス線検査を実施すべき対象者

下記の（イ）～（ハ）については、検討会報告書及び平成 19 年度研究報告書において、定期健康診断における胸部エックス線検査の必要性が十分示されており、省略すべきでない。

（イ）40 歳以上の者

（ロ）40 歳未満の者であっても、5 歳毎の節目の年齢にあたる 20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者

（ハ）40 歳未満の者（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者を除く。）で、以下のいずれかに該当する者

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者

※感染症法施行令第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者

二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理一であるもの又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者

※じん肺法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる者

三 呼吸器疾患等に係る自覚症状若しくは他覚症状又はそれらの既往歴のある者

※上記については、定期健康診断の際に実施される項目である「既往歴及び業務歴の調査」や「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」等により、医師が判断する必要がある。

2) 胸部エックス線検査の実施を留意すべき対象者

下記については、一律には省略すべきでないとする対象集団を示す明確な知見は認められなかったものの、委員会での結論を踏まえると、一般に結核の感染リスクが高いと考えられることから、医師が胸部エックス線検査の省略について判断する際、特に留意すべき事項であると考えられる。

（イ）結核の罹患の可能性が高いと考えられる多数の顧客と接触する場合等

（ロ）結核罹患率が高い地域における事業場での業務

（ハ）結核罹患率が高い海外地域における滞在歴

（ニ）長時間労働による睡眠不足等

また、これらに該当しない者であっても、個別の既往歴の調査等で、特定の疾患（糖尿病、慢性腎不全等）の罹患や治療（免疫抑制剤の使用）等により免疫力の低下が疑われる状況にあることが把握され、結核の感染リスクが高いと考えられる場合などについては、医師が胸部エックス線検査の省略について判断する際、特に留意すべきであるとする。

3) その他

40歳未満で自覚症状や他覚症状がない者については、肺がん、その他の肺疾患等（慢性閉塞性肺疾患、縦隔腫瘍、サルコイドーシス）、循環器疾患に関し、それぞれの疾患で特定の集団の発症リスクが高いとする疫学的知見は認められず、かつ、有病率も稀であることから、医師が胸部エックス線検査の省略について判断する際、特に留意する必要性は乏しいとする。

また、40歳未満で自覚症状や他覚症状がない者における、生活歴（喫煙歴）、就業形態、受動喫煙に関し、それぞれの項目で結核の感染リスク等の危険性が高いとする調査結果は認められなかったことから、医師が胸部エックス線検査の省略について判断する際、特に留意する必要性は乏しいとする。

なお、特殊な業務における行政指導の健康診断で胸部エックス線検査が早期発見に有効な呼吸器疾患の発症が疑われるものについては、既に胸部エックス線検査を規定しているもの以外に胸部エックス線検査の必要性は認められないことから、医師が胸部エックス線検査の省略の可否を判断する際、特に留意する必要性はない。

2. 定期健康診断以外の健康診断における胸部エックス線検査について

定期健康診断以外の健康診断における胸部エックス線検査等の必要性の有無については、検討会報告書で一定の結論が得られていたが、本懇談会においても再度検討した。

1) 雇入時の健康診断（安衛則 第43条）

雇入時の健康診断における胸部エックス線検査は、結核も含めて呼吸器疾患の診断、労働者の適正配置および入職後の健康管理に有用であるため、現行どおり実施すべきである。

2) 特定業務従事者の健康診断（安衛則 第45条）

特定業務の中には、土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務、坑内における業務等もあることから、特定業務従事者の健康診断における胸部エックス線検査は、現行どおり実施すべきである。

3) 海外派遣労働者の健康診断（安衛則 第45条の2）

海外に派遣する労働者の健康状態の適切な判断及び派遣中の労働者の健康管理に資する観点から、また、海外勤務を終了した労働者を国内勤務に就かせる場合の就業上の配慮やその後の健康管理に資する観点から、海外派遣労働者の健康診断における胸部エックス線検査は、現行どおり実施すべきである。

4) 結核健康診断 (安衛則 第46条)

結核予防法が改正された際に、結核発病のおそれがあると診断された者に対する6ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施に係る規定が、医療機関への受診を前提として廃止されたため、安衛法においても、同趣旨の結核健康診断の規定を廃止すべきである。

上記に基づき、第1回懇談会後に所定の手続きを経て、平成21年4月1日に結核健康診断は廃止された。

5) じん肺法に基づくじん肺健康診断 (じん肺法第8条等)

じん肺法に基づくじん肺健康診断が3年に1回の実施となっている者(常時粉じん作業に従事しており、じん肺管理区分1※1)の労働者や、常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に従事しているじん肺管理区分2※2)の労働者)については、じん肺健康診断が実施されない2年間については、安衛法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査を受けることを前提として、じん肺法に基づく定期外健康診断(じん肺又はじん肺の合併症にかかっている疑いがあると診断された時等に速やかに実施。)が規定されているため、安衛法における定期健康診断の際に胸部エックス線検査を実施すべきである。

注)

※1) 管理区分1

じん肺の所見がないと認められるもの

※2) 管理区分2

エックス線写真の像が第一型(両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの。)でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

○懇談会の報告書における略語について

安衛法…労働安全衛生法

安衛則…労働安全衛生規則

感染症法施行令…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

検討会…労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会

平成19年度研究…労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性等の評価に関する調査・研究

委員会…胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲に関する調査研究委員会

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断における胸部エックス線検査等の 対象者の見直しに関する改正について

～平成22年4月1日施行～

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査等に関する規定が改正されました。
- 胸部エックス線検査については、従来、原則すべての方に実施が義務付けられていましたが、下記のとおり、見直しを行いました。

胸部エックス線検査の対象者の見直し

- 40歳以上の方
→ 全員に実施
- 40歳未満の方
→ 以下のア～ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。
 - ア 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の方
 - イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方
 - ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

働く方の健康確保のため、改正内容に基づき、健康診断を適切に実施しましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

改正の内容

1. 定期健康診断の項目に関する省略基準の改正

(労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

①胸部エックス線検査の省略基準を新設

40歳未満の労働者で、次の1)～3)のいずれにも該当しない方については、医師が必要でないと認める^{※1}ときは、胸部エックス線検査を省略することができます。

1) 20歳、25歳、30歳及び35歳の労働者

2) 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者^{※1}

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第12条第1項第1号に掲げる者(具体的には、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者)

3) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者^{※2}

※2 じん肺法(昭和35年法律第30号)第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者(具体的には、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1のもの又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者)

注)「医師が必要でないと認める」とは、胸部エックス線検査にあつては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、胸部エックス線検査の省略については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意してください。

②喀痰検査の省略基準を改正

従来の省略基準^{※3}に加え、上記①の胸部エックス線検査の省略基準を追加しました。

また、喀痰検査の趣旨・目的^{※4}を踏まえ、胸部エックス線検査を省略された方は、喀痰検査も省略されることとなります。

※3 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

※4 肺結核の確定診断のために、結核菌が検出されるか否かを確認

2. 定期健康診断の特例の廃止(旧労働安全衛生規則第44条第2項)

満17歳又は満18歳の労働者で、前年度等の雇入時の健康診断等で結核に関して要観察者とされなかった場合、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行わないこととされていた規定を廃止しました。(40歳未満の労働者については、個々に、上記1により胸部エックス線検査等の実施を判断することとなります。)

このパンフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。
(2010.01)